【規程番号　行法Ⅲ－015】

行吉学園再雇用に関する規程

第１条　学校法人行吉学園神戸女子大学就業規則及び学校法人行吉学園神戸女子短期大学就業規則の規定により定年に達した専任の教育職員について、次に掲げる者は、特任教員として再雇用することができる（以下、この者を「特任教員」という。）

(1)　教学上特に必要と認められる者

(2)　本学に対し特に功労があったと認められる者

２　特任教員に関し、必要な事項は別に定める。

第２条　学校法人行吉学園神戸女子大学就業規則、学校法人行吉学園神戸女子短期大学就業規則及び学校法人行吉学園幼保連携型認定こども園神戸女子大学附属高倉台幼稚園就業規則の規定により定年に達した専任の事務職員、 技術職員、労務職員は、嘱託として再雇用することができる（以下、この者を「嘱託職員」という。）

２　嘱託職員の勤務条件は、原則として専任職員に準ずる。

３　嘱託職員の給与条件は、その都度理事長がこれを決定する。

４　嘱託職員は定期昇給せず、退職金も支給しない。ただし、賞与は支給する。

５　嘱託職員の再雇用の期間は原則として１年とする。ただし、必要と認められた場合は、５年を限度としてその期間を延長することができる。

第３条　この規程は、理事長が常任理事会の議を経て変更することができる。

附　則

１　この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

（定年延長に関する経過措置）

平成 12 年 3 月 31 日現在、次表の年齢に該当する職員については、定年延長の上限を次の通りとし、「行吉学園定年延長及び再雇用に関する規程」を適用するものとする。

平成 12 年 3 月 31 日現在の年齢	74 歳	73	72	71	70	69	68
定年延長の上限年齢	75 歳	74	74	73	73	73	72

２　「行吉学園定年延長及び再雇用に関する規程」は廃止する。

附　則

この規程は、令和 2 年 6 月 26 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附　則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和８年７月１日から施行する。